

“選挙”早わかり講座

みなさん、はじめまして
県選管の「福島のぞみ」です。

みなさんは、「選挙」と聞くと
「大人が行くもの…」「堅苦しう…」
というイメージを持っているかもしれません。

でも、選挙権年齢の満18歳以上への引下げにより、
一部の生徒のみなさんは高校在学中に有権者となります。

いざ有権者となったとき、選挙について何もわからなければ、
最初の段階でもう、投票する気がなくなってしまいますよね？
でも大丈夫!!

そんな「食わず嫌い」には私がさせませんよ!

今回は、実際の選挙における基礎知識について
説明させていただきますので、
よろしくお願いします。



目次

- | | | |
|---|-----------|------|
| 1 | 選挙の基礎知識 | P.1 |
| 2 | 選挙のスケジュール | P.4 |
| 3 | 選挙運動 | P.6 |
| 4 | 投票の仕方 | P.9 |
| 5 | 参考資料 | P.13 |

1 選挙の基礎知識

平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。
一部の生徒の皆さんは、高校在学中に有権者となります。

(1) “有権者になる”とは？

国民や地域住民の代表者を「選挙を通じて選ぶことのできる権利」を「選挙権」といいます。

また、この選挙権を取得している者を「有権者」といいます。

選挙によって選ばれた、国民や地域住民の代表者が、議会で法律や予算等の国家、地域に重要な決定を行っているため、有権者になる(=選挙権を得る)ということは、選挙を通じて「国や地域の重要な意思決定に参加する権利を得る」ということです。

(2) 取得する権利

日本国民で満 18 歳以上の方は、国政選挙（衆議院、参議院議員の選挙）の選挙権を取得します。また、お住まいの市町村に継続して3ヶ月以上住所を有していれば、その市町村の長、議会議員の選挙及びお住まいの市町村がある県の知事、議会議員の選挙の選挙権を取得します。

※その他にも「最高裁判所裁判官国民審査の審査権」、「住民投票の投票権」なども取得します。

(3) いつ18歳になる生徒に選挙権が与えられるのか？

満 18 歳以上かどうかは、投票日を基準に判断されます。

年齢は、法律により「生まれた年の翌年の誕生日の前日」に加算されるので、「投票日の翌日が18歳の誕生日である生徒の皆さんまで」その選挙の選挙権を取得します。

(具体例) 投票日が10月30日の場合

- ・10月30日が誕生日で18歳になる人 → 投票できる
- ・10月31日が誕生日で18歳になる人 → 投票できる
- ・11月1日が誕生日で18歳になる人 → 投票できない



～進学や就職等で引っ越しをしたら必ず住民票を移しましょう!～

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、「選挙人名簿」に登録されることが必要です。選挙人名簿への登録は、住民票のある市区町村で行われます。

このため、進学や就職等で一人暮らしを始める場合などは、引っ越し先の市区町村へ住民票の届出が必要です。

なお、国政選挙であれば、住民票を異動して間もない場合でも“不在者投票”を利用することで投票ができます。(くわしくは P. 10へ)

(4) 選挙の種類

① 国の選挙

選挙の種類		全国	福島県の場合	当選者の決定	任期
		選挙区数 (定数)	選挙区数・定数		
衆議院議員総選挙	小選挙区	289 (289人)	福島県を4分割した4つの選挙区(定数は各選挙区1人の計4人)。 <u>※くわしくは P.3①へ</u>	各選挙区で最多得票を得た1人のみが当選者となる。	4年 解散あり。
	比例代表	11ブロック (176人)	東北6県で1選挙区 東北ブロック (定数12人)	全国を11に分けた選挙区で行われ、選挙区ごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分される。	
参議院議員通常選挙	選挙区	45 (148人)	福島県全域で1つの選挙区(定数は2人で、1人ずつ3年ごとに改選)。	原則として都道府県の区域を単位とする選挙区で行われ、得票数の多い順に当選者となる。	6年 解散なし。 3年ごとに 半数を改選
	比例代表	1 (100人)	全国で1選挙区 (定数100人)	全国を1つの選挙区として、各政党等の得票数に比例して当選者数が配分される。	

② 地方の選挙

選挙の種類	選挙区数・定数	当選者の決定	任期
県知事選挙	福島県全域で1つの選挙区(定数1人)	最も多く票を得た1人が当選	4年
県議会議員選挙	福島県を19分割した19選挙区 (定数58人) <u>※くわしくは P.3②へ</u>	選挙区ごとに 得票数が多い順に当選	4年
市町村長選挙	市町村の区域が1つの選挙区(定数1人)	最も多く票を得た1人が当選	4年
市町村議会議員選挙	市町村の区域が1つの選挙区。 定数は各市町村で定める。	得票数が多い順に当選	4年

(5) 福島県の衆議院議員総選挙(小選挙区)、県議会議員選挙の選挙区

① 衆議院議員総選挙(小選挙区)の選挙区 ※ 各選挙区の定数は1人で計4人

選挙区	選挙区の区域	選挙区	選挙区の区域
第1区	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	第4区	いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
第2区	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	<p>福島県 小選挙区図 (令和4年12月28日施行)</p>	
第3区	会津若松市、白河市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村		

② 県議会議員選挙の選挙区

選挙区	定数	選挙区の区域
福島市	8人	福島市
会津若松市	4人	会津若松市
郡山市	10人	郡山市
いわき市	10人	いわき市
白河市西白河郡	3人	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町
須賀川市岩瀬郡	3人	須賀川市、鏡石町、天栄村
喜多方市耶麻郡	2人	喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
相馬市相馬郡新地町	1人	相馬市、新地町
二本松市	2人	二本松市
田村市田村郡	2人	田村市、三春町、小野町
南相馬市相馬郡飯館村	2人	南相馬市、飯館村
伊達市伊達郡	3人	伊達市、桑折町、国見町、川俣町
本宮市安達郡	1人	本宮市、大玉村
南会津郡	1人	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
河沼郡	1人	会津坂下町、湯川村、柳津町
大沼郡	1人	三島町、金山町、昭和村、会津美里町
東白川郡	1人	棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
石川郡	1人	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
双葉郡	2人	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
計	58人	

2 選挙のスケジュール

～投票日の決定→当選者の決定までの流れ～

Step1 「投票日」の決定 ※ 投票日は一般的に日曜日となります。

選挙を行う理由と種類によって、「表1」(P.5)の期間内に投票日を決定します。

Step2 投票日のお知らせ(「公示」又は「告示」)

投票日が決まると「表2」の期間まで、有権者に投票日をお知らせします。

投票日をお知らせすることを「公示」又は「告示」といいます。

Step3 立候補の届出(受付)

公示日(告示日)の午前8時30分から午後5時まで、立候補の届出(受付)が行われます。

Q 立候補するためにはお金が必要って知ってますか？



- A 当選する気のない人が、無責任に立候補することを防ぐため、一定額のお金(供託金といいます)を法務局に預けなければなりません。(例：衆議院小選挙区…300万円、県知事…300万円、市長…100万円)
立候補を辞退した場合や選挙の結果、
候補者等が得た票が一定数に達しなかった場合、供託金は没収されます。

Step4 選挙運動

候補者(有権者)は、立候補の受付後から投票日の前日(日付が変わる)までの間「選挙運動」ができます。

Step4 期日前投票・不在者投票

投票日当日に用事のある方は、「公示日(告示日)の翌日から投票日の前日」までの間、「期日前投票」ができます。また、投票の機会を確保するために「不在者投票制度」があります。

※ 選挙運動について詳しくは ☎ P.6～8へ

※ 期日前投票、不在者投票について詳しくは ☎ P.10へ

Step5 投票・開票

有権者は、投票日当日、投票所に行き投票します。「期日前投票・不在者投票(Step4)」を活用して投票日前に投票することもできます。投票が終わると各投票所の投票箱が市町村ごとに1箇所(開票所)に集められ、開票が行われます。

Step6 当選者の決定

各候補者の得票総数を計算し、選挙会で当選人を決定。当選人には当選証書が渡されます。

表1 投票日

選挙の種類	選挙を行う理由及び選挙を行うべき期間	
	任期満了による選挙の場合	解散による選挙の場合
衆議院議員選挙	任期満了日前 30 日以内	解散日から 40 日以内
参議院議員選挙		
県議会議員選挙	任期満了日前 30 日以内	解散日から 40 日以内
市町村議会議員選挙		
県知事選挙	任期満了日前 30 日以内	
市町村長選挙		

表2 投票日の公示日(告示日)

衆議院議員選挙	投票日の少なくとも 12 日前まで
参議院議員選挙	投票日の少なくとも 17 日前まで
県知事選挙	投票日の少なくとも 17 日前まで
県議会議員選挙	投票日の少なくとも 9 日前まで
市長・市議会議員選挙	投票日の少なくとも 7 日前まで
町村長・町村議会議員選挙	投票日の少なくとも 5 日前まで

表3 選挙のスケジュール

※第22回知事選挙の場合

10/13(木)	告示日、立候補の届出(受付)	
10/14(金)		
~	【有権者】 期日前投票・不在者投票期間 (告示日の翌日~投票日の前日)	【候補者・有権者】 選挙運動期間 (立候補の受付後~投票日の前日)
10/29(土)		
10/30(日)	投票日→開票	
11/2(水)	選挙会→当選証書付与	

選挙の種類が変わると公示(告示)日から投票日までの日数も変わりますが、

表3と同じように、

- ・選挙運動：公示(告示)日から投票日前日までできる。
 - ・期日前・不在者投票：公示(告示)日の翌日から投票日の前日までできる。
- ・・・ということには変わりありません。

3 選挙運動

「選挙運動」とは、特定の候補者の当選を目的として投票を得させるための活動（候補者等が自分に投票して貰うために、有権者に呼びかけること）で、立候補の受付後から投票日の前日まですることができます。

選挙運動は、有権者が候補者の政策等を知り、一票を投じる際の判断基準でもあります。

(1) 主な選挙運動の種類

いろいろ

選挙運動

まず「第一声」街頭演説

街頭演説は、午前8時から午後8時までの間行うことができます。また、学校や病院などのそばでは、静かにしなければならないこととされています。



個人演説会

個人演説会は、政見を発表したり、投票を依頼するなどのために候補者が開催するものです。

連呼行為

連呼行為とは短時間に一定の文言「○○○○」を連続して、繰り返しかえし呼ぶことです。原則として禁止されていますが演説会場である場合、午前8時から午後8時までの間、選挙運動用自動車の上である場合、街頭演説の場所においてする場合は許されています。



選挙運動のルール

「事前運動」

選挙運動は、立候補届出をしてからでなければ、できません。



「戸別訪問」

選挙人の家を訪ねて、投票を依頼することは、できません。



「飲食物の提供」

候補者が選挙人に、提供するはもちろん、選挙人が陣中見舞いとして、酒など飲食物をもっていくことは、禁止されています。





(2) 有権者(18歳以上)であれば誰にでもできる選挙運動

「選挙運動」は、候補者が行うイメージが強いですが、「電話での投票依頼」や「街頭でたまたま出会った人などへの投票依頼」、「ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、LINE、動画共有サービス等）での投票依頼」は、有権者(18歳以上)であれば、誰でも自由にすることができます。



※有権者は「電子メール」を利用した投票依頼（選挙運動）を行えません（くわしくは P. 8 へ）

（メールは基本的に受信者しか読むことができないため、秘密性が高く、第三者の目が届きにくいので、不正が起こる可能性が高いことから禁止されています。）

※18歳未満は一切の選挙運動ができません！

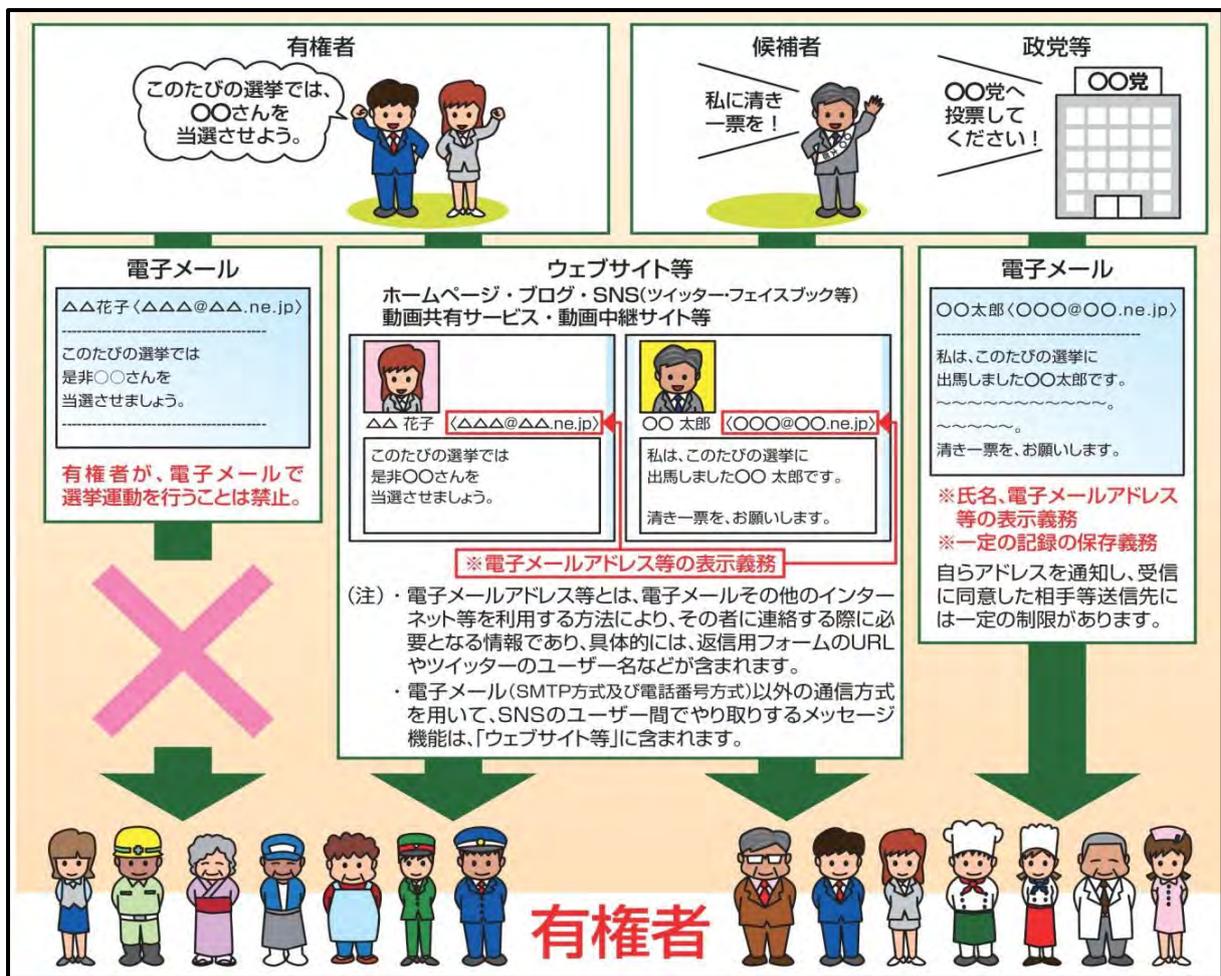
ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、LINE、動画共有サービスなど）を利用した選挙運動も禁止です！

(3) インターネット等を利用した選挙運動

候補者や政党等は、自らの政策、演説会の案内、演説や活動の様子などを「ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック、LINE、動画共有サービス等）」や「電子メール」で有権者に提供できるようになりました。これにより、有権者も候補者や政党等を選ぶ上での判断材料が増えました。

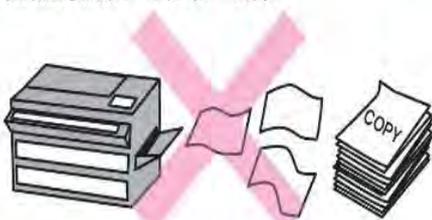
また、有権者も「ウェブサイト等」を利用して候補者や政党等を支持・応援することができるようになり、選挙に参加する手段が増えました（有権者は、電子メールを利用した選挙運動は行えませんので注意してください）。

(インターネット等を利用した選挙運動の概要)



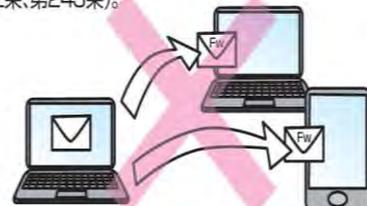
HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



4 投票の仕方

**Step1 「投票所入場券」がお住まいの市町村から自宅に郵送されます。
投票に関する情報をしっかりと読み解こう!!**

選挙が公示(告示)されると「投票所入場券(下図のような「郵便はがき」)」がお住まいの市町村選管から郵送されます。これは、投票の際に本人確認をするためのものです。万が一紛失しても、本人確認ができれば投票できます。

投票に関する様々な情報が記載されていますので、しっかりと確認しましょう。

下の図は、架空の「衆議院議員総選挙」の日程を想定して作成した「投票所入場券」の参考例です。

レイアウトや記載内容は市町村ごとに異なることがあります。



(表面)

郵便はがき

〇〇局
料金後納
郵便

□□□□□□□□

A市〇〇字〇〇番地
選管 太郎 様

衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
投票所入場券

投票日 令和〇年12月14日(日)午前7時から午後8時まで

投票区	選挙人名簿番号	性別	名簿対照済印	到着番号
県庁	〇〇頁〇〇番			

投票所
板倉小学校体育館
(住所: A市〇〇町〇〇番〇〇号)

投票用紙交付係	投票日にはこの入場券を必ず本人がご持参ください。 平成26年12月	
小選挙区	比例	国民審査

A市選挙管理委員会

(裏面)

- この入場券を持参して、指定の投票所で投票してください。
- この入場券は、本人以外には使用できません。不正に使用した場合は処罰されます。
- 万一この入場券をなくしたときは、当日投票所で係員に申し出てください。

期日前投票について

投票日当日、仕事・外出・入院予定・その他の事由で投票所に行けない方は、下記により「期日前投票」を行うことができます。

場 所	A市役所 本庁舎1階	A市役所 花見山支所
期 間	12月3日(水) ~ 12月13日(土)	12月3日(水) ~ 12月13日(土)
時 間	午前8時30分 ~午後8時	午前8時30分 ~午後6時
持参する物	本	券

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
(電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)

(1) 投票日、投票時間

投票日は日曜日になるのが一般的で、投票時間は原則午前7時から午後8時までです。

実際の投票時間は各市町村の選挙管理委員会が投票所ごとに決定しますので、自分が投票する投票所では何時まで投票できるか、入場券でよく確認しておきましょう。

(2) 投票日当日の投票

選挙では投票手続を誤りがなく、スムーズに行うため、投票を一定の住所範囲（投票区）ごとに分けて行うため、入場券に記載されている投票所で投票します。

P. 9の入場券（表面）を例にすると、「選管太郎さん」は投票日当日に投票する場合、「板倉小学校体育館」で投票することになります。
「板倉小学校体育館」（または「共通投票所(※)」）以外では投票できません！



※共通投票所…投票日当日、市町村内のどこの投票区の人でも投票ができる投票所です。

平成28年4月の法律改正により、各市町村で設置できるようになりました。

(3) 期日前投票

投票日当日に用事のある方は、「公示日(告示日)の翌日から投票日の前日まで」の間に、期日前投票ができます。授業や部活などだけでなく、遊びに出かける予定でも利用できます。

手続きは簡単で、自分が投票日当日に該当する見込みとなる理由を「宣誓書」に記入するだけです（それ以外は、投票日当日の投票と変わりありません。）。

- 投票できる時間は原則として午前8時30分から午後8時まで(市町村が個別に設定)。
- 期日前投票は、「上記(2) 投票日当日の投票」と異なり、期日前投票所が複数設けられている場合、どの期日前投票所でも投票できます。

→P. 9の入場券(裏面)を例にすると、「A市役所本庁舎1階」又は「A市役所花見山支所」のどちらでも期日前投票ができます。ただし、投票期間や投票時間が異なる場合があるので、入場券でしっかり確認しましょう！

せんせいしょ “宣誓書”について

自分が選挙の当日に「投票に行けない理由」に偽りがないことについて宣誓するために提出します。

具体的には、仕事や学校、外出・旅行、病気、その他災害などの理由から選ぶこととなりますが、部活や遊びに行くという理由でも大丈夫です。

また、あくまでも当日に「見込まれる理由」ですので、たとえば、旅行がキャンセルになった場合など、当日にはその理由がなくなっていたとしても、罰則等はありません。

(4) 不在者投票

期日前投票のほかにも、有権者のみなさんの投票の機会を確保するため、さまざまな状況に応じた「不在者投票制度」があります。

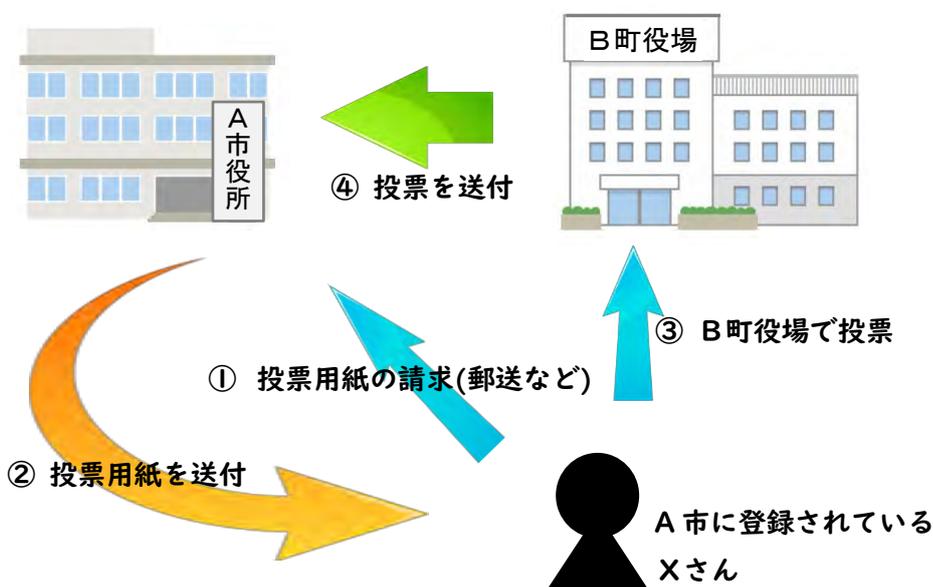
ここでは、代表的なものを紹介します。

住民票がある市町村に投票用紙を請求・取り寄せをして下さい。

	有権者の状況	投票方法
①	部活の遠征や旅行、出張等のため、 名簿登録地以外の市区町村に長期間滞在中	滞在先の市区町村選管
②	病気やケガで入院中	病院の施設内
③	一定の「障がい」又は「要介護状態」 であるため、心身が不自由	郵便により自宅等で投票

★不在者投票の例★

A市が名簿登録地（住民票登録地）になっているXさんが、B町で投票する場合
(上の表の「①」)



県内には原発事故で、県内外の他市町村に避難されている方が大勢いらっしゃいます。他の自治体に避難中の方(住民票が避難前の市町村にある方)は、上の表の①の方法で避難先の自治体から不在者投票ができます。

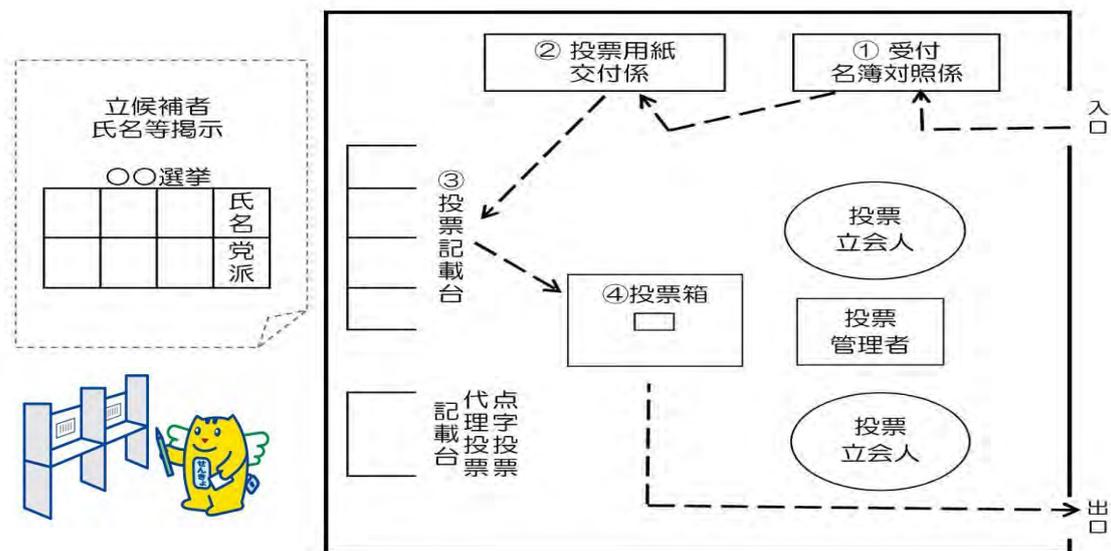
また、選挙の当日、実習を行うため航海する生徒さんは、ファクシミリ装置を用いて投票することを認めた「洋上投票」を行うことができます。



Step2 投票所(期日前投票所)へ行って投票しよう！！

入場券で投票日、投票時間、投票所等を確認したら、投票に行きましょう！！

投票所(期日前投票所)は、下図のようになっており、①～④の流れで投票を行います。



① 「受付・名簿対照係」に入場券を提示して受付(本人確認)



② 「投票用紙交付係」から投票用紙が交付されるので受け取る



③ 「投票記載台」で投票用紙に候補者氏名を記入

- ※ 衆議院比例代表の場合は政党名を記入
- ※ 参議院比例代表の場合は候補者氏名又は政党名を記入
- ※ 記載台の正面に、候補者の氏名等が掲示されていますので、投票用紙に候補者の氏名等を正確に記入してください。



④ 投票用紙を「投票箱」に入れる

こうほしやしめい 候補者氏名	二 候補者でない者の氏名は書かないこと。	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	○○○○○選挙投票 注 意	×××選 挙管理委 員会之印

投票手続きが公正・公平に行われるよう、係員の他に次の方が投票所に配置されます。

投票管理者：投票所の責任者。

投票所を管理・運営。

投票立会人：公益代表として投票手続に立ち会う。

これらの方は、市町村選管が「有権者の中から」選任します。



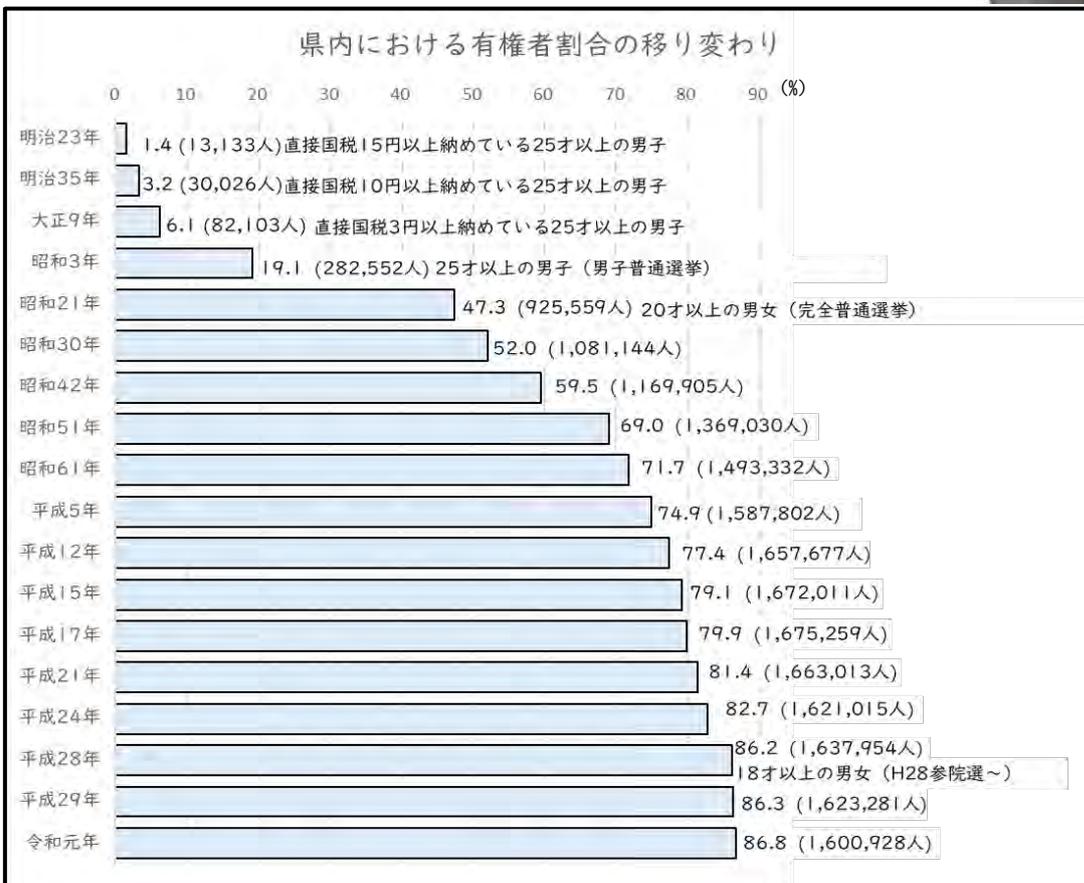
5 参考資料

(1) 選挙権の歴史

皆さんは、一定の年齢になれば当たり前選挙権が与えられると思っていませんか？
 現在は、みなさん当たり前選挙権を取得しますが、昔は「年齢要件」を満たしても、
下図のとおり「一定額以上の納税要件」や「女子は投票できない」といった制限がありました。

『40名・男女が半々のクラス』を例に挙げて考えてみると・・・

- ① 明治23年であれば、クラスの1.4%しか投票できないため、
 クラスに投票できる人が「1人いるかないか」という状況です。
- ② 昭和3年であれば、女子は投票できないので、
クラスの運営が男子の意見だけですべて決まってしまうのです…。
 そんな、「貴重な・大切な選挙権」を、
 「関心がない、面倒くさい」なんて理由で無駄にできないよね！！
 「投票に行かないなんてもったいない！！」と思いませんか？？



※カッコ内の数字は有権者数 (単位：人)

平成24年までは各年の衆議院議員選挙時の数値

平成28年以降は各年の国政選挙時の数値 (有権者数は各年の10月時点)

(2) 最近の投票率

「(1) 選挙権の歴史」で学んだ「貴重な選挙権」ですが、最近の投票率は下表のとおり、低い水準で推移しています。特に若年層（20歳代）の投票率は、平均より20ポイント以上も低くなっています。

たださえ、少子高齢化の現代は、有権者に占める若年層の割合が低い状況で若年層の意見が政治に反映されにくくなっています。

その上、若者が投票に行かなくなれば、ますます「若者の考え・思い」が政治に反映されません。
皆さん本当にこのままで良いと思いますか??



県内における国・県選挙の投票率の推移

